

経済的相談

授業料免除・徴収猶予

授業料免除・徴収猶予

経済的理由により、授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者に対し、半期ごとに選考の上、授業料の全額または半額を免除、あるいは授業料の徴収を猶予する制度です。

■ 申請資格

本学学部生または大学院生であって、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者。

※原則として、標準修業年限を超過している者は免除の対象となりません。

ただし、特別な事由があると認められる者を除きます。

■ 申請書配付および申請期間

申請書 配付期間	前期	2月上旬～申請期間最終日
申請期間	後期	8月上旬～申請期間最終日
	前期	3月1日～3月31日（土日祝日を除く） (徴収猶予については4月上旬まで申請可能)
後期	後期	9月1日～9月30日（土日祝日を除く） (徴収猶予については10月上旬まで申請可能)

※授業料納付済の方は免除および徴収猶予の対象となります。

※申請書類はウェブサイトからダウンロードしてください。

■ 結果発表について

結果発表	前期	6月上旬頃
結果発表	後期	12月上旬頃

授業料免除・徴収猶予に関する お問い合わせ

☞ 学生・キャリア支援課
授業料免除等担当

 学生センター棟 2階

 03-5978-2646

 03-5978-5894

 月～金 8:30～17:00

 gakusei@cc.ocha.ac.jp

 お茶の水女子大学
<http://www.ocha.ac.jp/>

トップ > 在学生 >
奨学金制度・授業料免除・授業料について
授業料免除・徴収猶予